

証券口座の種類と特徴 ～新 NISA 編～

令和 6 年 3 月作成



前回は証券口座のうち、主として特定口座に関してのお話をしました。今回は新 NISA 口座についてのお話を主にしていきます。(旧)NISA 口座に関しては令和 6 年以降は新規に開設することはできませんので、詳細は割愛いたします。但しすでに口座を開設済みで、口座保有残高がある場合には、上記の期間内であれば保有を継続することが出来ます。(新旧)NISA の最大の特徴は、NISA 口座で保有期間中に生じた利益(配当金・分配金・売却益)が非課税となることです。ただし、配当金等に関しては、その受領方式を比例配分方式(株を保有する口座内で対応する分の配当金等も受け取る方式)により受領する必要があります。別の銀行口座等で受け取る場合には非課税にならないので注意が必要です。

前回お話した通り、現在証券取引口座は複数に細分されています。前回お話した特定口座は複数の金融機関において、どの金融機関でも作成することが出来ます。しかし、**NISA 口座は同時に一つしか作ることが出来ません**。NISA 口座の開設時には国税庁で他の金融機関に NISA 口座がないことを確認されます。同時に複数申し込んでしまった場合、本来 NISA 口座を開設したかった金融機関で口座を開設できないことがありますので、くれぐれも複数同時申請はしないようにしましょう。但し、一度 NISA 口座を開設した後であっても、**他の金融機関へ NISA 口座の開設を変更することはできます**。この場合、年の中途においての変更はできません。新 NISA 口座は以下の二つの枠に分かれています。

	積立投資枠	成長枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税限度額	600万円	1,200万円
対象商品	一定の投資信託	上場株式・投資信託(ETF)

積立投資枠では対象の投資信託を毎月一定額購入することになります。一方の成長枠はその都度購入する株式や投資信託を注文購入することになります。但し、**積立投資に関しては、成長枠を使うこともできます**。そのため、個別の株式・投資信託等の投資予定がない場合、積立投資の年間投資枠は 360 万円、非課税限度額は 1,800 万円まで新 NISA で投資が可能となります。逆に**積立投資枠を利用して個別の株式等を購入することはできません**。

新 NISA が旧 NISA と異なる大きな特徴の一つは投資期間の制限がないことです。旧 NISA の場合、積立 NISA は 20 年、一般 NISA は 5 年間の投資期間制限がありました。一般 NISA の場合、ロールオーバーという制度があり、5 年経過時に 5 年経過時の価格で改めてその年の NISA 投資枠を利用して NISA を続けるか、特定口座等へ振り替えるかの選択が必要でしたが、新 NISA ではこの制限がなくなったのは大きなメリットだと思います。ロールオーバーを利用した場合、その年の新規での NISA 投資限度額が減ってしまいますし、特定口座へ振り替えた場合、その時点で損失が発生していると、その損失は強制的に切り捨てられてしまうからです。また、取得費等の管理が複雑になる点もデメリットでした。**新 NISA では投資額の管理が格段にしやすくなる**と思います。

また、**新 NISA の大きな特徴の一つが、一度利用した投資枠の金額も、その後に売却した場合には翌年以降に改めて非課税限度額として復活利用できる点**(年間投資枠の限度額は変わりません)です。これは旧 NISA にはなかった大きなメリットです。